

平成 28 年 10 月 11 日

伊藤忠連合健康保険組合
理事長 小寺 明

平成 29 年度 任意継続被保険者の標準報酬月額（上限）について

健康保険法第 47 条 2 号の規定により、平成 29 年度任意継続被保険者の標準報酬月額（上限）が、「360 千円（25 等級）」に決定しましたので公告いたします。

なお、この決定額は、平成 29 年 4 月 1 日より適用されます。

以上